

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No 15

府省庁名 農林水産省

対象税目 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）

要望項目名 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設

要望内容（概要）

**【制度概要】**  
 いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において、特定風評被害<sup>※1</sup>がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動<sup>※2</sup>（以下、「特定事業活動」という。）を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設する。

※1 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正後の福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）（以下「改正法」という。）第7条第5項第3号）

※2 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（改正法第74条第1項）

**【要望内容】**  
 福島県内において、福島県知事の指定を受けて特定事業活動を実施する事業者が、当該特定事業活動の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を創設する。

(1) 機械等に係る特別償却等<sup>※3</sup>

対象資産	特別償却	税額控除
機械装置、器具備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※3 特別償却と税額控除は選択適用。

(2) 被災雇用者等<sup>※4</sup>を雇用した場合の税額控除  
 福島県内の事業所に勤務する被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除する。

※4 平成23年3月11日において福島に所在する事業者により雇用されていた者又は平成23年3月11日において福島に居住していた者とする。

(注) (1) 機械等に係る特別償却等と(2) 被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

関係条文 [ 改正法（令和2年6月12日公布、令和3年4月1日施行）  
第74条～第75条の5 ]

減収見込額 [初年度] ▲91 ( - ) [平年度] ▲160 ( - )  
 [改正増減収額] - (単位：百万円)

1  
要望理由

(1) 政策目的

東日本大震災復興加速化のための第8次提言等を踏まえ、福島特措法税制に関して必要な検討を行い、所要の措置を講ずる必要が生じた。

このため、令和2年度税制改正要望を行い、福島県については、福島復興再生特別措置法（以下、「現行法」という。）を改正し、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評対策に係る課税の特例の規定を設けた。その上で、令和3年度税制改正において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることとした。

(2) 施策の必要性

福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法第74条及び第75条の規定により、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づく復興特区税制の要件緩和を行い、内陸部を含め県内全域を復興特区税制の対象地域としている。しかし、令和2年度末をもって復興特区税制の対象地域が重点化されることに伴い、当該要件緩和についても令和2年度末をもって廃止されることとなった。

一方、放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地として福島県を挙げる消費者が10.7%存在<sup>※5</sup>し、震災前との比較において福島県を訪れる外国人宿泊者数の伸びが全国を大きく下回る（福島県205%、全国389%）<sup>※6</sup>など、農林水産業や観光業等においては今なお風評被害が根強く残っている状況である。

このため、令和2年度税制改正要望を行い、令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日自由民主党・公明党）及び「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）において、現行法の見直しに際し、風評対策に係る課税の特例を創設する旨が示された。

その後、現行法を改正し、今なお風評被害への対処が必要な福島県内の農林水産業、観光業等の事業者を対象とする課税の特例の規定を設けた。その上で、令和3年度税制改正において、課税の特例を踏まえた税制措置を講ずることを要望するものである。

※5 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第13回）」（令和2年3月消費者庁取りまとめ）

※6 宿泊旅行統計調査「従業員10人以上の施設における延べ宿泊者数」における令和元年結果（確定値）の平成22年結果比

【参考】福島県内における現行の税制優遇措置

	(1) 福島特措法税制	(2) 復興特区税制 <sup>※7</sup>																		
投資	<p>確認又は認定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%	<p>指定を受けた個人事業者又は法人が、機械・装置、建物等を取得した際の特別償却又は税額控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特別償却</th> <th>税額控除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械・装置</td> <td>即時償却</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>25%</td> <td>8%</td> </tr> </tbody> </table>		特別償却	税額控除	機械・装置	即時償却	15%	建物等	25%	8%
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
	特別償却	税額控除																		
機械・装置	即時償却	15%																		
建物等	25%	8%																		
雇用	<p>確認又は認定を受けた個人事業者又は法人は、避難対象雇用者等に対する給与支給額の20%を税額控除 (確認・認定を受けた日から5年間)</p>	<p>指定を受けた個人事業者又は法人は、被災雇用者等に対する給与支給額の10%を税額控除 (指定を受けた日から5年間)</p>																		
研究開発	—	<p>開発研究用資産を取得した際は、即時償却及び即時償却したうちの12～17%を税額控除</p>																		

※7 福島県においては、風評被害による産業への影響が懸念されたことから現行法で復興特区税制の要件緩和を行い、内陸を含め県内全域を復興特区税制の対象区域とし、課税の特例が措置されている（適用期限は令和3年3月末まで）。

本要望に対応する縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■東日本大震災復興加速化のための第8次提言 (令和元年8月5日総理手交)</p> <p>II. 地震・津波被災地域の復興の「総仕上げ」 3 産業・なりわいの再生 ○ 津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、復興特区法の見直しにより、対象地域を重点化した上で、復興特区税制の適用期限を適切に延長することについて検討すること。福島については、福島特措法の見直しにあわせ、福島特措法税制に一元化することを検討すること。</p> <p>■令和2年度税制改正大綱（令和元年12月12日）（抄） 第一 令和2年度税制改正の基本的考え方 6. その他 (3) 東日本大震災からの復興 東日本大震災からの復興に関し、<u>次期通常国会における復興・創生期間後に向けた東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の見直しに当たり、復興の進捗状況を踏まえ、復興特区税制について対象地域を重点化するとともに、福島特措法税制について福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積及び風評払拭に係る課税の特例の規定を設ける。</u></p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）（抄） 2. 復興を支える仕組み (2) 法制度 ② 福島復興再生特別措置法 ・ <u>復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、福島復興再生特別措置法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討する。</u></p>
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
ページ		15 — 3

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—
税負担軽減措置等の適用実績		—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績		—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）		—
前回要望時の達成目標		—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由		—
これまでの要望経緯		<p>平成 24 年度 避難解除区域に係る特例措置（機械等の特別償却等の特例措置及び避難対象雇用者等を雇用している場合の税額控除の特例措置）の創設</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の新規事業者への適用</p> <p>平成 25 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するための、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域等への拡大</p> <p>平成 27 年度 避難解除区域等に係る特例措置（将来の事業再開のために資金を積み立てた場合の損金算入等の特例措置）の創設</p> <p>平成 29 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等の特例措置等）の認定特定復興再生拠点区域への拡大</p> <p>平成 31 年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための機械等の特別償却等の特例措置等）の適用期間の延長等</p> <p>令和 2 年度 福島特措法税制に関する所要の措置</p>
ページ	15 — 4	